

# 伊能忠敬の丹波測量(三・完)

——多紀郡大山宮村園田家文書による紹介——

木村修二  
藪田貫

## (5) 測量方御用日記

(表紙タテ三四・五 ヨコ二・五)

四 文化十一戌二月三日  
測量方御用日記

(1丁オ)

覚

御宿取

たれ駕籠二而

一 御本陣附

宮野善藏様

正五ツ時御着

一 御本陣前水桶式對

五ツ時過  
一 御本陣附

馬

(行李)  
こほり式ツ  
さし老荷

— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —

— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —  
— さし —

メ 内箱沓ツ負二候得共十五貫匁も在候へ

ハさし二願上事

式ツ 緒形様

別本附

五ツ半頃着 門谷様

一 さし 四ツ

内 三ツ 三人持

一間

門谷様 別本陣

(2丁才) 一間 御家来

一間 久保木佐助様

一 御本陣附

上 伊能様 一間

一 次間 宮野 善蔵様

嘉平二様

隠居

一 別間

尾形様 保木様 啓蔵

こし 小子ノ間

久保木佐右衛門様

清兵衛様

右荷物ノ内

御本陣

四ツ 三人持

別本陣

三ツ 三人持

(2丁才) 本陣

隠居ノ間 さし式ツ

こほり壺 保木啓蔵様

こほり刀箱

尾形様

こほり 御同人様

こほり 壺

御本陣附

長持壺 九人持

同断

長持壺 六人持

外二壺人 弁当持

栢原の送り込

追入込人足百三拾人

又六人

笹山奉行

西田専助

羽室兵助

畑 仲助

四ツ頃又左衛門へ御着

直二坂へ御出迎 御先拂式人 跡押 壺人

(3丁才) 一 九ツ前頃御着

一 御乗物六枚

一 御箱 式人

壺荷

本陣拵覚

一 御門前幕 式はり

もり砂

高張 式本ツ、

かざり手桶 壺對ツ、

一 別間前 同断

万屋

一 別御本陣  
右同断

一 (3丁ウ) 立人

一 杭打人足  
一 忝人三四分入事

一 御忝人  
先へ測量ニ御出

三日昼追入  
一 製札迄測量、爰ニ梵天立  
一 追入坂ハ時刻過候ニ付、御昼後被成、右相濟御引取

一 御

一 水箱 忝ツ

一 竹馬 忝荷

一 しゃうき 五ツ

一 ぎやく臺 三ツ

一 御本陣へ昼飯御一緒ニ成

一 (4丁オ) 手箱 手替り 忝人

一 網引 拾人

一 ぎやく臺 五ツ 五人

一 内長キ方梵天付  
ミしかき方御箱付

梵天 十人  
杭打 忝人

一 栢原先拂庄屋 忝人

峙合忝まり下迄

一 さいりやう人付来ル

一 梵天竹 四ツく

直道忝丁二三本

きじやく立場也

坂下立石合

東ニ而ひしゃ門 ●

● 中のや門ニ而  
● 清五郎門ニ而

駕籠 三人

御役人 小堀様合出役

御手代

(4丁ウ) 本役迄 人見只右衛門様  
御昼御本陣御一緒

一 両かけ 忝荷

人留ニ遣ス 昼ハ兵右衛門

一 人足 四人

余り人足 坂道分へ

用意之内

一 追入問屋

本間

軽尻 帳上ル

人足

別帶有

此所へ写取

京大坂街道

追入宿

笹山御城下へ三り

本馬 壹疋 三匁三分

輕尻 貳匁貳分

人足 壹分九りメ

立場北ノ新村へ一り

宮田村へ一り半

古市宿へ三り半

本馬 三分八りメ

輕尻 貳匁五分七り

人足 壹匁九分二り五も

国料へ壹り半

本馬 壹匁六分メ

輕尻 壹匁一分

人足 八分貳り五も

柏原へ貳り

本馬 貳匁貳分

輕尻 壹匁四分六り八も

人足 壹匁一分

右之通御定之賃錢相違無御座候、以上

追入宿

問屋

源藏

又左衛門

上書ハ

御定人馬賃錢書付

京大坂街道

追入宿

(5丁) 九ツ時少し過

直様御立、追入坂へ御出被成候

伊野勘解由様

御本陣ニ御留り

跡御人数不残御出被成候

三日

人足八ツ頃合引

内残分

上村 三人

与兵衛

市郎兵衛

駒平

定七

弥三郎

万助

外ニ宮村人足四人

別用三右衛門二置

惣八

磯八

勘左衛門

人留三人共置

此名前

上村 小兵衛

徳右衛門

下村 文左衛門

追入 貳人

人足引

磯二郎

与七

(6丁) 四日朝七ツ揃

四人 新村へ出ル

小堀御役人送り

三日七ツ半合明六ツ追夜番也

人足 貳人

根天義番

追入村

磯二郎

与七

丹多紀八社御尋之事

右二付四日朝神田様へ御参詣、杜坊案内

(6丁ウ) 吉野屋二而

昼飯認覚

一〇池田様 丁善 一平

長政 下久 上与

上又 新武 五郎七

ノ九人

〇夕飯覚

蘭田 池田 下久 徳柴

上与 下五 一平 丁善

新武

ノ九人

肝煎 四人 宮村

〇 上村

下村

外二壺村ぎんミ

東河地発壺人

〇ノ五人

(7丁オ) 三日夜

銀天義場

一場處御本陣喜蔵浦酒蔵之東御建被成候、

三日夜六ツの五ツ過迄壺時余御掛り被成候、

御座敷不殘御出被成候、皆々詰居候者拝見

仕候、尤幕なし、筵かこいにて敷ものうす

へり也

四日夜

銀天義場

一新田本陣武兵衛裏二而、木屋馬屋ノ前通者、

笹山表拝借之幕ヲ張廻し申候

其餘者追入同断也

(7丁ウ) 二月四日朝遣ス

味間へ遣し候分

道具

一 刀かけ 五ツ

一 もうせん 壺

一 木地三方 一

一 下駄・傘 六人前

一 せん・わん 七人前

ノ 追か、り 追入村へ出ル

此人足 式人にて

味間へ遣し又村帰ル

新田へ

四日 追か、り 追入村

一 余慶人足 五人 △

五人

一 味間行 追入村

道具持

追入村

(8丁オ) 式人

但し新田持場へ合也

〇三日夜

一 料理人七人 御本陣泊

〇三日夜泊

一 四日朝認 吉野屋

拾人

下五 下久 東河地上下式人

○上村式人 徳柴 一印平

丁善 上村供

一 老入 上村千蔵

笹山行

さかなや

大野村 八人 今橋村 三人

矢代村 五人 西濱谷 四人

東濱谷 四人 西岡屋 七人

東岡屋 八人 野尻 六人

ノ四十五人

追入村ノ新田着ニ而引

(8丁ウ) 木之部村 四十五人

追入ノ新田着引

追入朝六ツ半御立

五ツ上刻神田へ御参詣

一 神田様へ御参詣

杜坊御案内

上村出

一 御奉行送り三人

新田込二而引

宇八

宇兵衛

一 老入 上村

庄太夫 △

新田込二而引

八郎兵衛

下村橋ニ而

同文左衛門引

掃もち老入

橋ニ而引

新村太七

下村橋ニ而引

下村五郎七ニ而昼認

○柴太夫 祐左衛門

善左衛門 与七

五郎七

(9丁オ)

ノ五人

酒とも

一 人留

新田ノ引

上村小兵衛 △

同 徳右衛門

下村作左衛門

一 尤測量方ノ御断ニ付引

郡中是ノ無用之由用掛リノ配附出ル

一 小堀御役人人見只右衛門様

追入ノ御駕籠之所被御断、尤当時青山様御

役柄ニ候ヘハ、御届ケも不申上是迄来リ、

ケ様ニ駕籠ホ申付候義氣俣之取斗恐候、御

沙汰も候ハ、宜御取成候様被仰聞候

一 味間新村庄屋宅ニ而

昼認式人

武左衛門

茶漬

久兵衛

(9丁ウ)

四日惣人足之内

追入の味間へ大沢迄 通り人足

長安寺村 式人

新村 四人

徳永村 式人

丁ノ田村 式人

下村 六人

石住村 壹人

一印谷村 三人

宮村 七人

上村 三人

追入 三人

北ノ村 六人

△

一 新田へ測量様五ツ過御着

伊能様御本陣ニ御残り被遊候

(10丁才) 外供人数様味間へ御越

御本陣

武兵衛

奥間 伊能様

御次 宮野善三様

久保木佐右衛門様

一 別間

加藤嘉平二様

外ニ家来清兵衛様

別本陣

忠左衛門

奥

一 門谷清次郎様

次ノ間御家来壹人

御座敷

久保木佐助様

御家来

御本陣

隠居之間

尾形様

保木様

小堀御役人

(10丁才)

人見様 次御家来衆壹人  
追入又左衛門二而

一 三日の四日朝飯迄

祐左衛門

三飯

酒 壹度

一 郷組衆宿

又左衛門

西田專助殿

畑 仲助殿

羽室兵助殿

御先拂式人 跡壹人

ハツフイニ而

一 御用懸り宿

塩屋利八

用懸り人

明山氏

九右衛門

一 庄屋宿并人足宿

よしのや利左衛門也

一 御郡様宿

宮村平兵衛

(11丁才)

奥

沢井又助様

次 郷組

三好五右衛門殿

御餐懸方 徳永 傳左衛門

四ノ間 御供人式人

一 新田御用懸り宿

まつや利兵衛

一 庄屋宿

但馬屋治八

四日昼夕五日昼柄迄

一 御郡様宿

徳永傳左衛門

旦那様

郷組様

御餐懸方

宮村平兵衛

外役人上ル

(11丁ウ) 新田二而

天もん場之拵へ

取人足分

上村駒平

市郎兵衛

与兵衛

△

△三人

是ハ七ツ時合前ニカゝり申候、御

斗もの

外へ 北野村

外村

五日梵天持へ引分、尤是ハ宮田組人足ハ勝

手も不知事故、用懸り方合御頼ニ付、則是

迄之梵天竹之人足拾人笹山御泊迄遣し申候、

少し暮ニ及び帰り申候

上村

駒平

与兵衛

市郎兵衛

一印谷村

文平

(12丁オ) 新村

作兵衛

重兵衛

磯右衛門

専助

△

△四人

新田

伊八

傳助

△拾人

外二

石住 傳兵衛

右弁当持

△十一人

四日人足追かゝり分

宮村

五人

北ノ村

五人

二月三日 追掛り

一 卷人

弁当持

石住

△

四日

一 三人

内式人

卷人

石住村

△



四日 上村 義八 △ 肝煎認 吉野屋 又左衛門認 式飯

一 式人 組内庄屋小遣 夜二入迄勤ル (12丁乙) 二月三日四日 こッ 一印孫左衛門 四日夜 新田梵天竹 同断

一 式人 小遣 上村專藏 △ 与七柴太夫 小遣 三日昼 追入 升屋 同断 燭そく代

是二日共夜二入遣ひ申候、御心得可申候

一 草鞋 三足 同断

四日昼 一 同断 三日夜晩飯四日朝 追入 御本陣 五日分 一人足 三人 同断

一 肝煎 新田 六飯 下村惣兵衛 小堀様共笹山迄 但し 質傳馬

御供 御本陣 酒有 丁田安右衛門 官村利兵衛 五日分 一 梵天持 外人 石住村

一 同断 丁田安右衛門 一 同断 官村利兵衛 弁当持 老人 △

一 同断 新田 一 同断 三人認 別本陣 四日 笹山御用向馬 式疋

上村久太夫 一印孫左衛門 一 同断 新田 出申渡之處、俄二無用二被成 笹山町御用懸り来り候

三日晩四日朝 追入 一 壹飯 御本陣 (13丁乙) 四日 新田

本陣の夜深候事故あんと書附いたし出し

右新田共兩本陣如此也

申候

新田

まし帳

人足宿 杉右衛門

同書上ひかへ

板井組  
大沢組

覚

八十人

一金巻兩

但相場六十四匁四分

本陣の夜深候事故あんと出し候事

代丁六貫六百三十三文

同 喜兵衛

古佐組

五十五人

一 銀巻匁

外二大山組十一人

代丁百三文

(13丁)

御宿の書付上ル覚書ひかへ

(14丁)

白米巻升

覚 半之帳

代七十式文

一 木錢百四文 上式人分

一 木錢貳百文 下八人分

一 白七升五合 上下十人分

代五百五十一文

丁八百四十四文

右ハ二月三日昼ハ四日朝迄御泊御賄代懃受

取奉申上候、以上

右之通ニ御座候、以上

戊二月四日

丹波多紀郡

大山下村枝郷

北野新村

庄屋武兵衛

昼飯

御本陣

戊二月三日

喜兵衛

代五兵衛

○太助并供 一平

三人

四日但馬屋治八泊り

新田御本陣二而

四日夜夕飯

夜食

肝煎衆 九飯

五日朝飯

四日夕飯

上与

柴太夫

平右衛門

○五郎七

武左衛門

平兵衛

丁善

祐左衛門

但庄屋供上村義八

与七 供

柴太夫

千蔵

十八 酒あり

酒あり

(14丁)

四日 傳左衛門二而

夕蘭太

夕飯巻

上下

池田

夕飯

○

追入

源蔵

夕飯

茶漬

柴太夫

祐左衛門

三人 酒あり

宮村利兵衛

上村久太夫

一印孫左衛門

別本陣 右同断 内夜食ぬけ

肝煎 下村惣兵衛

丁田安右衛門

四飯 酒あり

<sup>(15丁)</sup> 風呂桶 棒式本

○但追入の出入、尤新田の又笹山へ行戻り候哉吟味之事

五日朝惣人足之内

古佐組 壹人

大沢組 七人

板井組 四人

メ 十式人 余り申候

御本陣之書上ハ何分難分、是ハ両所共両本陣の書附御しらへ被申候

追入・新田本陣料理人、味噌・醤油ハ持参

ニ候へ共、酒・しほ杯と申、追々ニ余程酒

はからず遣被申候、アマリ気俣成事ト惣評

<sup>(15丁)</sup> 也

是ハ御用懸り衆へも御申可相成可然か

四日八ツ過比、味間従大沢迄測量相済、御

帰被成候

尤伊能様ハ本陣武兵衛へ御残り

同

長安寺武左衛門

下村久兵衛 味間へ行

其跡ハ五郎七は残り

御帰り五郎七下ニ而出迎

与七

柴太夫

祐左衛門

五郎七

善左衛門

五郎七

一 新田武兵衛・忠左衛門ニ而役人衆様御間

<sup>(16丁)</sup> 取 御名前奥ニ有

一 但馬屋治八ニ而庄屋夜食

下村五郎七

○追入又左衛門

宮村平兵衛

追入源藏

メ 四人 酒あり

五日朝飯

一 同人宅

柴太夫

○五郎七

源藏

メ 六人

尤泊りハ

八人

○

外ニらうそく壹本

<sup>(16丁)</sup> 五日

御奉行送り人足

測量御役人様へ上ケ申候御手札之扣

此帳面ニ印し不申候、いつれ是ハ御本陣へ

新村の 三人  
一 印谷村の 三人  
△

ひかへ置（通）□

可然申付候者也

五日

青山下野守内

郡奉行

一 朝六ツ半時新田御本陣御發足

沢井又助

二月五日九ツ時

大庄屋・庄屋

紙奉書

御郡方御奉行様、徳永傳左衛門の御出立、

園田

長サ 六寸五分斗

尤

又左衛門

横式寸八分斗にて

大庄屋

平兵衛

半之帳也

小庄屋

与七

書上ケ覚

<sup>(18)</sup> 徳永先达御送り申、無滞御帰館被遊候也  
月日 与七

祐左衛門

一人足八人

但人足替り

柴太夫

又右衛門

当所

柴太夫

大庄屋様

善左衛門

一 馬六疋

右之人数鎌か森迄御見送ニ被成候

爰迄ニ失念いたし申候、本陣ニひかへ御座候、御うつし可被成下候

爰迄ニ失念いたし申候、本陣ニひかへ御座候、御うつし可被成下候

五日

<sup>(17)</sup> 丁ウ

一 御奉行様昼から傳左衛門の御出駕ニ御座候、木之部境迄役人御見送申候事

右荒増ニ写し申候、余者洩候事も数多可有御座候へ共、追々ニ御聞取可被成下候

候、木之部境迄役人御見送申候事

御座候へ共、追々ニ御聞取可被成下候

<sup>(17)</sup> 丁オ

沢井様の

笹山御借ものハ別帯御返書も御座候事故、

達留り

先達而割触候測量方御傳馬人足、其所へ相揃候内、余り人足追戻し候組も有之、又ハ出不足之組も有之ニ付、私共方ニ書留も有之候へ共、後而間違候而者勘定六ケ敷候ニ付、為念引合セ申度候間、御組々出人足并飯持人足共、左之組名下ニ御書記し御順

(18丁ウ) 組の河合氏へ御戻し可被成候、以上

測量方

二月十四日

御用掛

組々

御割触之通り

三日廿一人

大山組

外二式人飯持

四日四十一人

外二三人飯持

五日十人

外二老人飯持

右之外二増人足も御座候得とも、難相分

御座候故、村□吟味仕、廿三日寄合之節

可申上候

右之通相認二月十七日頃池田氏へ遣候

(この間6丁白紙)

(25丁オ)

覚

御本陳

奥ノ間

伊能勘解由様

次ノ間

御先宿取

官部善藏様

御刀持

加藤嘉平二様

別ノ間

尾形鎌次郎様

測量方

保木啓藏様

外二小堀様御家来

人見只右衛門様上下

別ノ間

さいりやう久保木佐右衛門様

御家来様

別本陣

御日記方門谷清次郎様

上下

御家来

次ノ間

梵天方

繩取 久保木佐助様

(25丁ウ)

木錢百四文

上式人分

一同 式百文

下八人分

一 白七升五合

上下十人分

代五百四十四文

丁錢八百四十八文

(以下余白)

(10) 測量方御用掛廻文

(表紙なし) タテ二・四 ヨコ三・四

(1丁オ) 有高二千五百五石

大山組

一 惣高五万七千九百四十石

四斗六升九合七勺

町間之事

一 式拾壹丁廿四間

町分

一 七丁四拾七間

町合

一 八丁四拾壹間

東岡屋村合

一 九町

西岡谷村合

一 六丁

川北村合

一 五丁五十八間

大野村合

一 七丁拾三間

西谷村合

一 七丁

宮田村合

一 十七丁五十三間

木部村ノ

物代不殘可書出ス事

代見合、可書出ス事

一 拾壹丁

大山中村ノ

但

一惣入用之辻ニ而御拂米代木錢共引去り候事、

一 拾四町

同上村ノ

料理物ハ引請人ノ書出させ可申間、村ノ

一御休泊用諸道具運送人足并料理物持送り人足其所ノより書上ケ可然事

一 拾式丁四拾八間

追入村ノ

二而書出スニ不及心得候

但

金坂迄

一都而働人并世話人役米式舂宛可書出ス事

割触候人足之内ヲ以、右荷物運送之所も

(1丁ウ)

(記載なし)

一脇亭主・料理人に扶持米、是又舂舂ツ、可書出ス事

有之候、是等ハ其所へ割触候人足ヲ御減

(2丁オ)

廻文

但料理人手間代ハ引請之者ノ可書出ス候間、

一非常手当人足隣村ニ而拾人宛其所ノ貨米書上可然事

測量御役人様御休泊ニ付、諸入用当所

村ノより書出シニ不及候

但

御上様ノ被 下置候分、御取調ラへ之上御

一御地頭御役人様御出張・御先拂・道御見分

此貨米老人五合ツ、ニ而可然哉、尤御泊

書出シ可被成候、尤先年御勘定御役人様八

とも、舂舂舂宛之扶持ノ内、常例被下候

り所斗ニ而候

上新村ニ而御泊り、其後測量御役人様立杭

御扶持米五合引之殘米可書出候事

一御泊り所ニ而人足五六人宛、御荷物請取并

村ニ而御昼有之候節之書上ケ式冊相廻し候

一右菜代是又御老人分舂分五厘宛可書出候事、

夜分番役之日役米書出可然事

間、此ふり合ヲ以御認メ可被成候、尤取斗

一御用掛り上下四人之扶持米舂舂宛并ニ菜代

但し

趣意違候儀も有之ニ付、左ニ豫書記、御心得

一郡御奉行様人足五人御往来共、舂里ニ付五

一 老人式舂宛可然哉

得之ため相廻し候

分五り之割ヲ以出人足之所ノ可書出ス事

(4丁オ) 右之御心得ヲ以帳面御認メ可被成候、尤下

一 右立杭村書上之扣ニ、道掃除帳面上ケ、并

一御休泊所遠見人足之類可書出ス事

帳之俵ニ而、来ル廿三日會談所へ御持御持

二 帳面手傳人足等書上有之候へ共、此度者

一別御本陣并下宿仕出し無之分ハ、座敷賃少

參可被成、御互ニ帳面引合御添消之上、清

是等之儀者御止メ可被成候

一見合書出し可然事

帳ニ而御差上可然存候、以上

一 梵傳ヲ人足ハ、御郡中一緒ニ書上ケ候間、

一御休泊所借物損賃可書出ス事

所ノニ而御書上ケニ不及候

(2丁ウ) 一 測量御役人様御扶持米舂舂五合宛、其外買

一人足引纏庄屋并人足之者揃所茶代、薪・油

戊二月十四日 測量方

御用掛り

(以下余白)

(11) 測量役人休泊諸入用書上帳

(表紙) タテ二五・〇 ヨコ一七・〇

文化拾壹年
測量御役人様御休泊諸入用書上帳
清
大山組
追入村
北野新村
戊三月

(1丁才) 覚

天文方

追入村

□米五斗壹升 伊能勘解由様上下

門谷清次郎様上下

尾形鎌次郎様

保木敬藏様

久保木佐右衛門様

久保木佐助様

宮野善藏様

加藤嘉平(マ)二様

小堀様御内

人見唯右衛門様上下

拾式人様

戊二月三日御昼ハ御泊り、夕朝共飯数三

拾四飯、但し小堀様御内人見様御家来ハ

御昼認斗り也

但し御壹飯ニ付壹升五合ツ、

(1丁ウ)

□米七升五合

御郡奉行様、二月三日御

昼ハ四日朝迄上下五人様

宮村御泊り、飯数合十五

飯之内、七升五合御夫持

被下引残

但し御壹飯ニ付壹升ツ、之内御夫持引残

如此

□銀式匁式分五厘 右御人数様御茶代

但し御壹飯ニ付壹分五厘ツ、

□同式匁四分六厘 郷御組西田専助殿二月朔

日国領畔御立會入用

此訳 五分

ノ 壹匁九分六厘 薪代

にきり飯代

(2丁才)

□米壹升

右同断之節御認式飯

御夫持壹升被下引残

□銀三分

右茶代

□米四升五合

御先拂郷御組衆三日御昼

ハ四日朝迄九飯御認御三

人分、御夫持四升五合被

下引残

□銀壹匁三分五厘

右茶代

(2丁ウ)

□米式斗式升

御用掛式人并雨具持式人

都合四人二月三日昼ハ四

日朝迄飯数拾式飯分

但し壹飯壹升ツ、

□銀壹匁八分

右茶代

□米式斗壹升

料理人七人二月三日昼ハ

四日朝迄飯数合廿壹飯

但し壹飯壹升ツ、

但し壹人二付日役米式升ツ、

此訊 <sup>(備)</sup> 〇人 星測場拵并番共

八人 御本陣掃除人足

五人 別御本陣掃除人足

〇人 <sup>(備)</sup> 料理人用笹山へ使

三人 郷御組衆夜廻り挑灯持

三人 味間迄荷物運

三人 味間迄御手掛御失念持 <sup>(備)</sup> 〇人

三人 新田へ釣臺持

三人 札場ノ元梵天番

三人 栢原へ掛合人足

六人 夜具持運人足

四人 遠見人足

四人 風呂方

八人 笹山へ道具取人足

四人 御通行往来留メ人足

<sup>(4丁)</sup> 一同五升

非常手当人足拾人

一同壹斗五升

別御本陣座敷賃并薪代と

も

一同壹斗

二月三日

人足揃所并引纏庄屋宿

人足宿二月三日昼茶代

茶・薪代

一同壹斗五升

<sup>(5丁)</sup> 三月四日朝

右同断茶・薪・油代

同断二月三日夕々朝迄

茶代

一銀廿式匁壹分七厘

<sup>(14丁)</sup> 此訊

三匁

村方二而調物代

氷上郡多利村へ開合

状賃

<sup>(巻)</sup> 〇匁五 <sup>(1)</sup> 〇

荷物からめ并星測入

用なわ巻束五わ

壹匁式分五り

御荷物直し大工半人

代

式匁

ろうそく不足 <sup>(備)</sup> 〇

一同壹石七斗二升 働人足夜半替り四十三人

ツ、

但し壹人二付日役米式升ツ、都合八十六

<sup>(3丁)</sup> 人分

此訊 六人 御荷物番

八人 御本陣料理人手傳

四人 別御本陣料理人手傳

九人 御本陣給仕人

四人 別御本陣給仕人

四人 脇亭主并世話人

三人 茶方人足

五人 水日役

一同壹石式斗九升 右人足認二月三日昼々四

日朝迄三飯ツ、飯数合百

廿九飯

但し壹飯二付壹舛ツ、

一同壹石壹斗六升 諸人足五拾 <sup>(備)</sup> 〇人



壹匁九分五り 草履十五足代  
七分式り わらし九足代

五分 巻紙代

壹匁五分 酒壹升五合

五匁七分 御本陣并別御本陣入

用油壹升五合代

四匁五分 右同断炭三俵代

四匁五分 庄屋式人供壹人ノ三

人泊り賃

三分式り ろうそく式丁代

(5丁ウ)

一銀拾七匁 二月朔日夕の三日七ツ時

追昼夜国領峠梵天竹番賃

一同拾七匁四分 夜具借り賃

此訳 十三匁式分 測量御役人様拾壹人

夜具損料壹匁式分ツ、

四匁式分 火燧ふとん七ツ代

損料六分ツ、

一同五匁 借りもの損賃

但しあんとう・火鉢・たばこほん・きせ

る・星測場うすべり賃共

(6丁オ) 一同拾六匁五分 郡御奉行様御往來共人足

五人ツ、

但し壹里五分五厘ツ、

笹山へ三里

測量御役人様拾式人様分

此訳 廿壹匁 鯛式枚

壹匁式分 しゐ茸

五分 わさび

式分五厘 くす巻合

六分六厘 豆腐六丁

式分八厘 杉はし十四せん

壹分 楊枝七せん

式匁六分 奈良漬式舟

式匁六分 ふし式本

壹匁八分 味噌

八分 醤油

(6丁ウ)

一銀四拾式匁八分八厘

二月三日夕御認入用調物代  
測量御役人様拾壹人様分

此訳 六匁三分 菓子七盆

拾八匁 たい式枚

四分四厘 豆腐四丁

七分五厘 浅草海苔三枚

一銀拾

匁六分四厘

柏原へ開合入用

此訳 四匁五分

庄屋式人并供壹人ノ

三人泊り賃

ろうそく四丁

供人足賃壹人代

小倉迄飛脚賃

三匁 小倉ニ而認賃

壹匁五分

但し柏原へ帳面上ケニ参り小倉迄帰り候

処、又候御先触之儀聞合ニ飛脚遣候ニ付

引返し、柏原ニて泊り候ゆへ如此

一同六匁三分式厘

正月卅日夜国領開合入用

此訳 壹匁五分

供人足壹人代

一同三拾壹匁七分九厘

二月三日御昼入用調もの代

此訳 壹匁五分

供人足壹人代

七分 小いも式升

式匁六分 ふし式本

式匁六分 奈良漬式舟

式匁六分 味噌

七分 醤油

式分四り 杉はし十二せん

式分 楊枝十四せん

四分五り ろうそく四丁

五匁八分 たこ式はい

式匁五分 井式鉢

一同式拾七匁五分式り

二月四日朝御認入用調物代

測量御役人様拾壹人様分

此訳 六分 秋小豆六合

式匁四分 雪輪麩

式匁六分 長いも四本

五分 人参式わ

十三匁八分 大すゞき壹本

三分三り とうふ三丁

式匁三分 ふし壹本

式分四厘 杉はし十二せん

壹匁六分 味噌

式匁六分 奈良漬式舟

七分 醤油

壹分 楊枝七せん

七分五り ろうそく五丁

一銀五匁式分 料理人手傳三人ツ、賃金

一日式匁宛割合之分

銀式百拾壹匁五分八厘

合米五石六斗五升

但し斗り切御直段石二付五拾八匁九厘

がへ

代銀三百式拾八匁式分壹厘

(8丁オ) 惣銀五百三拾九匁七分九厘

内錢丁百文 上御式入り様木賃被下

但し御壹人五十文ツ、

同丁百九拾式文

外八人様同断

但し御壹人廿四文ツ、

同丁五百四拾壹文

白米七升五合代被下

但し壹升二付七十式文

ツ、

三口丁八百三拾三文

但し丁百五文替

此銀七匁九分三厘

引残 五百三拾壹匁八分六厘

被下置候様奉願上候

(8丁ウ) (記事なし)

覚

(9丁オ)

天文方

一米四斗三升五合 伊能勘解由様上下

門谷清次郎様上下

尾形鎌次郎様

保木敬藏様

久保木佐助様

久保木佐右衛門様

宮野善藏様

加藤嘉平二様

小堀様御内

人見唯右衛門様上下

拾式人様

北野新村

戊二月四日御昼五人様、同夕・五日朝拾  
式人様ツ、飯数合廿九飯、但し御壹飯ニ  
付壹升五合宛

(9丁ウ)

□米壹斗

御郡奉行様二月四日御昼  
〆五日御昼迄上下五人様  
徳永村御泊り、飯数合廿  
飯之内壹斗御夫持米被下  
引残

但し御壹飯ニ付壹升ツ、

一銀三匁

右御人数様茶代

但し御壹飯ニ付壹分五りツ、

一米三升五合

御先拂郷御組衆二月四日  
昼御壹人夕朝御三人ツ、  
〆飯数七飯之内御夫持米  
三升五合被下引残

但し御壹飯ニ付壹升ツ、

(10丁オ)  
一銀壹匁五厘 右御同人茶代  
但し御壹飯ニ付壹分五厘ツ、

一米壹斗式升

御用掛式人并雨具持式人  
〆四人飯数合十式飯

但し壹飯ニ付右同断

一銀壹匁八分

右同人茶代

(付箋有り)

一米式斗壹升

料理人二月四日昼〆五  
日朝迄飯数合廿壹飯

但し壹飯ニ付壹升ツ、

(付箋)

何日夕〆何日朝迄と御用掛誰と可有之

一同壹石四斗四升

働人足夜半替り三十六人  
ツ、

壹人ニ付日役米式升ツ、  
都合七十式人分

(10丁ウ) 此訳

五人

御荷物番

七人

御本陣料理人手傳

三人

別御本陣料理人手傳

七人

御本陣給仕人

三人

別御本陣給仕人

三人

脇亭主并世話人

三人

茶方人足

五人

水日役

一米壹石八升

右働人足認二月四日昼〆  
五日朝迄三飯宛飯数合百

八飯

但し壹飯ニ付壹升ツ、

(11丁オ)  
一同九斗四升

諸人足四十七人

但し壹人ニ付日役米式升  
ツ、

此訳

六人

星測場拵人足并番共

八人

御本陣掃除人足

五人

別御本陣掃除人足

四人

遠見人足

四人

風呂方

三人

往来留メ人足

六人

火ノ元夜廻り人足

三人

借りもの運送人足

壹人

笹山へ肴屋用

式人

御先触持參笹山行

五人

夜具持運人足

一同壹斗 右諸人足四十七人□内夜

廻り六人并風呂方四人

拾人四日夕飯壹飯ツ、認

拾人分

式匁 ろうそく不足

壹匁五分 竹棒三本代

壹匁四分 御荷物からめなわ式

束代

一同拾三匁三分六厘

二月四日御昼入用調物代

測量御役人五人様分

此訳 三分六厘 玉子三ツ

但し壹飯壹升ツ、

(11丁ウ) 一米五升

非常手宛人足拾人

式匁

酒式升

壹分

春大こん

一同壹斗五升

別御本陣座敷賃并薪代共

三匁九分

用油代

拾六匁

大あら式本

一同壹斗

二月四日人足揃所并引纏

三匁九分

右同断炭三俵代

(13丁ウ)

壹分

三ツ葉十二わ

庄屋宿

一同壹斗五升

同五日朝右同断茶・薪・

油代

四匁式分

火燧ふとん七ツ損料

式分

楊枝

右同断二月四日夕の五日

朝迄茶代

六分ツ、

(12丁ウ) 一銀五匁

借りもの損賃

壹匁三分

ふし巻本

村方二而調物代

(12丁ウ) 此訳

式匁三分四厘 草履十八足代

但し星測場うすべり并あんど・火鉢・

四分八厘

わらじ六足代

残拾三匁三分六厘当所入用二御座候

合書上ケ申候ヲ引

味間村御休促所割

三拾壹匁六分六厘

醤油

□同四拾四匁五分五厘

二月四日夕御認入用調物代

測量御役人拾貳人様分

(13丁ウ) 此記

六匁三分 菓子七盆

八分 ゆは廿枚

壹分壹厘 豆腐壹丁

貳分 わさび

浅草のり

ゆ唐がらし

拾八匁三分 鯛貳枚

壹匁七分五厘 白うど五本

貳匁貳分 大椎茸十二

貳分 楊枝

貳分四り 杉はし

壹匁六分 味噌

七分 醤油

貳匁六分 奈良漬

四分五り ろうそく三丁

貳匁六分 ふし貳本

六匁五分 あじ煎付貳鉢

(14丁オ) 一銀貳拾七匁六分

二月五日朝御認入用調物代

測量御役人拾貳人様分

此記

壹分壹り とうふ壹丁

拾九匁 たい貳枚

七分 若め

壹匁五分 ふし

貳匁六分 奈良漬

壹匁六分 味噌

貳分四り 醤油

壹分 杉はし

七分五厘 楊枝

ろうそく五丁

(14丁ウ) 此記

□銀六匁貳分

料理人手傳三人ツ、賃銀一日貳匁ツ、割合之分

合

銀百四拾匁七分貳厘

米四石九斗壹升 但し斗切御直段石二付五拾八匁九厘かへ

代銀貳百八拾五匁貳分貳厘

惣銀四百貳拾五匁九分四厘

(15丁オ) 内

丁貳百五拾五文 測量御役人様々木賃被下

丁四百五拾五文 白米六升貳合五勺代被下

八拾三文 小堀様御役人上下

貳人様御泊り賃被下

三口丁七百八拾八文 但し丁百五文替 此銀七匁五分

引残四百拾八匁四分四厘被下置候様奉願上候

(15丁ウ) 二口合九百五拾匁三分

右者天文方御役人様測量御用二付、御休泊被 仰付候諸入用附出し奉 差上候、何卒被 下置候ハ、難有奉存候、以上

大山組大庄屋

(16丁オ) 文化拾壹戌三月 池田儀左衛門

同断

園田大助

大塚郷助殿

舟津太郎兵衛殿

(以下余白)

(12-1) 幕府勘定方役人止宿諸入用帳

(表紙) タテ二四・九 ヨコ二七・〇

寛政八年辰年十二月  
文化未年十一月測量方今田組へ

御出之写

江戸 服部又三郎様  
岩浅三五太夫様 御止宿諸入用帳

八上新村

(1丁オ) 覚

一米三斗壹升五合 服部又三郎様御上下七人

辰九月廿六日御泊り夕朝

昼弁当仕出シ共三度分飯

数合廿壹飯但壹飯二付壹

升五合ツ、

一米九升

岩浅三五太夫様御上下式  
人右同日御泊り夕朝昼弁

当仕出シ共三度分飯数合

六飯但シ壹飯二付壹升五

合ツ、

一銀拾八匁式分九厘

此訳

六匁三分

式匁四分

式匁式分

六分

壹匁八分

壹匁五分

壹匁三分五厘

五分

式分四厘

壹匁四分

右入用肴并料理物町方亀  
屋儀左衛門方ニ而調物代

す、き壹本

はも壹本

たこ壹はい

玉子六ツ

鯉壹本

かまほこ五枚

ゆは式拾枚

松茸五百匁

大根式わ

切いも五百匁

一銀式拾式匁八分九厘

右同断村方ニ而調物代銀

此訳

六分

壹匁

六分

式匁八分

(2丁オ)

五分式り

六分

壹分四厘

壹匁六分八厘

壹分式り

五分

壹匁九分三厘

壹匁五分

式匁

八匁四分

こ、りこんにやく廿二  
かんひやう壹わ  
平こんふ壹枚

玉子十四

くるみ三ツ

味噌

酒壹升四合五匁

炭壹俵

油五合

夜具七通り損料壹匁七分ツ、

一米壹斗

小堀様・石原様御手代中  
御泊り宿油炭薪諸道具損  
料夜具代座敷料新村吉左

衛門渡

但し夕朝昼弁当仕出し共飯数十五  
飯御座候へ共御旅籠拂二御座  
候故附上ケ不申候

(2丁ウ)  
一米五升

御仲間式人下宿右同様諸  
入用座敷料新村利助渡

一同五升

服部又三郎様・岩浅三五  
太夫様(黒)御駕籠人足朝  
七ツ揃近村(金)扣居候  
揃宿茶代・薪油代新村新  
左衛門・平左衛門両家へ  
渡り

但し人足賃銀之儀者

御朱印・御證文之御借馬二而

賃銀御拂無御座候へ共、郡中

の賃銀請取郡割勘定相立申候

一同六斗壹升六合 諸人足三拾人八分役米

但し耆人二付式升宛

此訳

四人 掃除人足

(3丁ウ)  
四人

給仕人  
料理人

五人三分

小使・状使

六人半

勝手脇沓役(マ)

式人

笹山町急使

式人

御先触使

四人

脇亭主并世話人

一米五升

右御用二付清水郡右衛門  
様御出張、上下四人、郷  
御組斎藤惣兵衛殿、都合  
五人御泊り、夕朝拾飯分  
御扶持米壹斗之内、先達  
而野夫持五俵被下候残米  
公御用二付被下米

一銀壹匁五分

右御同断拾飯分茶代銀

公御用二付被下銀

(3丁ウ)  
一米式斗四升

脇亭主・世話人・料理人  
・沓役飯数廿四飯分、但  
老飯壹分ツ、

一米六升

清水郡右衛門様御帰り、  
新村の町迄御送り駕籠・  
挾箱人足四人役米  
但し壹升五合ツ、

(付箋有り)

合 銀四拾式匁六分八り 但し斗切御直段

米壹石五斗七升壹合 石二付五拾七匁

六分式り替

代銀九拾匁五分式り壹毛

(付箋)

但 納米之積りニ書上候処、斗切直段ニ  
被仰出候、今更舛数相増候事も難成  
候、期して其心得可有之事

惣々銀百三拾三匁式分壹毛

内

取百四十壹文

服部又三郎様御拂木賃上御耆人三十五  
文、下六人十七文ツ、

(4丁ウ)

錢三百六拾四文

右同断御上下七人御一飯式合五勺ツ、  
此米五升式合五勺代

此銀九匁八分九リ 但百四文替

三匁四分

錢五拾貳文

岩淺三五太夫様御拂木質、上御卷人三  
十五文、下卷人十七文

引残而

百貳拾三匁三分卷り卷毛

一 米七升八合五勺

錢百三文

右同断御上下式人御一飯式合五勺ツ、  
此米壹升五合代

右者江戸御役人服部又三郎様・岩淺三五太  
夫様、御料所就御用筋被遊御通行・御泊被  
仰付候諸人用、慥ニ奉請取候處、依而如件  
大庄屋

代銀四匁五分式り

但し五拾七匁六分式りかへ

錢貳百八十一文

御買上ケ之所代物御拂  
此訳 七十二文 玉子六ツ代  
五十文 ミそ代

(別紙添貼付)

服部又三郎様・岩淺三五太夫様御止宿入用

一 六匁四分卷り 諸人用惣メ百廿三匁三分  
式り辰冬拂之処、巳三月  
廿一日御渡被成候ニ付四  
ケ月分利足

百五十五文 酒壹升壹合五勺代

一 辰九月廿六日

一 卷匁三分 清水郡右衛門殿夕朝茶代

錢七十六文

御家来方御買もの代御拂  
此訳 四十八文 玉子四ツ代  
式十八文 酒貳合代

一 三匁六分

御同人様供方三人・齋藤  
宗兵衛殿

一 式匁五分五リ 書上并請取帳本帳并下帳  
ひかへ帳紙代・筆者賃

六口メ 卷貳拾九文

一 四匁九分

右拾九匁四分八リ

(4丁ウ)  
六口メ 卷貳拾九文

一 内 卷匁五分 従上被下候



右之通当盆前郡割へ御加へ可被下候、已上

巳三月廿七日

波部六兵衛

御年番中

(以下余白)

(1212) 測量方役人昼認め諸入用帳

(表紙) タテ二四・九 ヨコ二七・〇

わりいたし

文化八未年十一月

測量方御役人様御昼認め諸入用帳

今田組

木津村

立杭釜屋村

(1丁オ) 覚

一米壹斗五升

天文方高橋作左衛門様手

附伊能勘解由様并手傳勤

方坂部貞兵衛様・下河邊

政五郎様・青木勝次郎様

御上下十人三月八日御昼  
但シ壹飯二付壹升五合宛

一銀貳拾三匁貳分 右入用着并料理もの撰劔

三田へ調者代

此訖

七匁三分

壹匁五分

壹匁五分

壹匁八分

壹匁四分

壹匁

八分

七分五厘

六分五厘

五匁五分

鯛壹枚

觸老はい

鱧三本

かまほこ六枚

しい茸

切いも五百匁

うと耆わ

くわへ五合

かんひやう百匁

くわし代

一銀六匁九分三厘 右同断村方ニ而調物代銀

此訖

貳匁三分八厘

壹匁

壹匁貳分

酒貳升五合代

白味噌四百匁

醤油壹升

(2丁オ) 三分五厘

大根壹こ  
草履・わらんじ

八分

玉子十五

一

一米六斗貳升

右二付人足三十壹人  
但し壹人二付貳升宛

此訖

貳人

壹人

三人

三人

四人

貳人

五人

六人

三人

貳人

撰劔相野へ先触人足

夜中今田新田江届人足

夜中三田へ着買人足

笹山・古市へ届ケ人足

掃除人足

料理人

小遣イ人足

勝手勤・沓役

給仕人

脇亭主・世話人

一米壹升

右御用二付、郷御組三好

五右衛門殿御出張御認め

内野夫持三〇五(五匁)り被下候

残米

一三分

右同断御認茶代

(3丁オ)  
一米七斗七升

右二付手傳人足之飯十七  
飯分

一米六升

但シ老飯二付忝升宛  
測量御役人様前日御泊播  
州鴨川村御宿へ諸賄方様  
子聞合ニ三月七日夜遣此  
人足三人但老入二付忝升  
ツ、

(付箋有り)

一米三斗

右御役人御出ニ付木津村  
之間釜屋村撰州境迄道作  
り掃除人足十五人  
但し老入二付忝升宛

一米三斗九升

播州清水寺境合木津村之  
間釜谷村境迄道作り間敷  
打人足十九人半、但シ右  
間敷明細帳ニ書印、測量  
御役人御出之節上ル、但  
老入二付右同断

(付箋)

従是奥六口 御書上ケ御無用

可然候

(3丁ウ)  
一米三斗八升

木津村境合立杭釜屋村之  
間撰州境迄間敷打人足拾  
九人、但し右同断へ御認  
メ上ル、但老入二付右同  
断

一米六升

木津村釜屋村明細帳相認  
メ差出候様ニ被 仰付候  
ニ付御役人様へ相認置上  
ル、此人足三人、但老入  
二付右同断

一米七斗

測量方御役人様、播州境  
合撰勿境迄御領分之間道  
法り間敷御打被成、村方  
合差出候明細帳ニ御引合  
被成、御出之節道法り間  
敷再改、人足并手傳人足  
三十五人、但右道法り間

数拾間ツ、之水繩ニ而為

御打被成候而十間目ニほ  
んてんヲ立、測量御改被  
成候御事

但老入二付右同断

(4丁オ)  
一米三斗

右間敷御改之時、拾間目  
ニぼんてん立人足拾五  
人、但老入二付右同断

合 銀三拾匁四分三リ  
米三石七斗四升

但シ其節米直段納米ニ而六拾匁

九分斗切石ニ付五拾八匁替

代百八拾式匁分式リ

惣メ式百拾式匁五分九リ

内

式百四拾文

測量御役人合御拂被成候

但シ老入二付百老文通用

此代式匁三分

残式百拾匁式分五リ

被下置候様奉願上候

(4丁ウ)

右者測量御役人高橋作左衛門様手附伊能勘  
解由様并手傳方坂部貞兵衛様・下河邊政五  
郎様・青木勝次郎様其外附、六人、都合拾  
人測量御改御用ニ付被遊御通行、御昼認并  
諸人用礎ニ受取候処、依而如件

今田組

文化八未年

大庄屋

十二月

栄蔵印

同組大庄屋兼帯

酒井三右衛門印

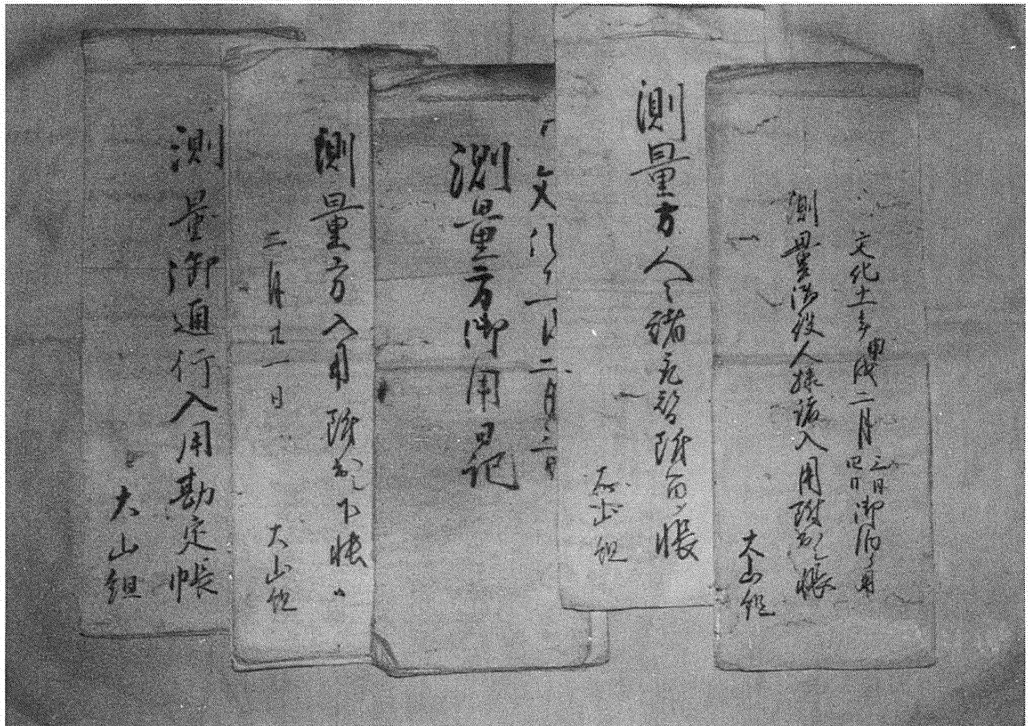
(5丁)

南組

御代官様

右之通認メ差上ケ候処、其節御代官大塚郷  
助様・吉田又兵衛様御役所ニおゐて、未十  
二月廿五日願之通り銀子御渡被成、則栄蔵  
請取ニ罷出、同日御代官様御両家へ村役人  
召連、御礼ニ罷出候事

(以下余白)



伊能忠敬 測量関係文書

1

三回にわたって園田家文書伊能隊測量関係史料を紹介してきた。連載第一回の「はじめに」でも若干触れたように、この史料群は、一八一四年（文化一二）二月に伊能隊が篠山藩領大山組を測量した際の組ないし村側の対応の様子を、大山組大庄屋園田太助（庄十左衛門）によって作成されたものである。個々の史料については後に取り上げるが、ここではこの時の伊能隊の測量行について概要をみておきたい。

伊能隊の全国測量については、伊能忠敬自身が、全測量行にわたって詳細な測量日記を残していたこともあって、戦前の大谷亮吉氏による研究<sup>①</sup>をはじめとして近年にいたるまで多くの論著が公表されており、十次にわたる伊能の測量旅行の細部が知られるようになってきている<sup>②</sup>。従って全国測量の概要についてはそれらの先行研究に譲り、ここでは篠山藩領測量が含まれるところのいわゆる第八次（九州第二次）測量行についてだけみておく。

伊能隊が二度目の九州地方の測量を行なうべく江戸を出発したのは、一八一一年（文化八）一月であり、翌年正月に九州小倉に到着、手分（分隊）を行ないながら三月には鹿児島、そして今次の大目標であった種子島・屋久島の測量をおよそ二ヵ月かけて行なう。その後、鹿児島を経て再び小倉まで戻り、九州の北側を丹念に測量し佐世保で一八一三年を迎える。さらに三月には壱岐・対馬、五月には五島列島を廻り、八月

に長崎に到着する。一〇月には三たび小倉に達し、ようやく帰途に就く。しかし、帰路でも測量は続けられ、手分をしながら萩・広島・松江・岡山・姫路・豊岡と中国地方内陸部をジグザグに東へ向かっている。この間姫路でさらに越年して、一八一四年二月に京都、三月に四日市、四月に飛騨高山、五月に信州飯山と経て、同月二三日によく江戸へ戻っている。旅行期間は二年半にわたり、全十回の測量行の中でも最も長い日数を費やしている。旅行終了時、忠敬は数え七〇歳となっていた。

さて本史料に直接関わる篠山藩領は、九州からの帰途豊岡より京都へ向かう途中に通過している。伊能隊は、出石で宮津方面へ向かう手分隊が分かれており、福知山・栢（栢）原を経て篠山藩領に至ったのは、忠敬率いる本隊である。二月三日に栢原より大山組追入村に到着し宿泊、翌四日は同組北野新村に宿泊している。本史料群はこの時のものである。この後の篠山藩領における伊能隊の行動は、五日に笹（篠）山、六日に古市村、七日に市原村、八日九日と北摂三田藩領を通過し、一〇日に再び笹山着、十一日は藩領東端の福住村に至り、翌一二日に丹波亀山藩領方面へ出立している<sup>③</sup>。

簡単ではあるが以上を前提として、次に今回紹介してきた各史料について解説してゆきたい。

2

(1) 測量御用につき大庄屋廻状

一八一一年（文化八）一月、伊能隊が第八次（第二次九州）測量行に出発するにあたって、幕府老中松平信明の名で通行予定の沿道各地に

向けて出された先触が本史料である。触は、本文と別紙「道順書」からなり、本文には、①伊能隊の正規メンバー人数、②測量作業への助力徹底指示、③伊能隊から江戸暦所への御用状の通達は各藩の領主便（国元↓江戸）に便乗させるべき事、などが記されている。また「道順書」には、江戸から遠くは種子島・屋久島までの往復にあたって予定している通行ルートおよび測量予定区間が詳細に記されている。とりわけ藩や幕府郡代の本拠地（城下町・陣屋所在地）が多く挙げられているのが特徴である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官↓大庄屋↓庄屋という地方支配システムを通して領内村々へ触れた様子がこの一点からみてとれる。先にみたように、伊能隊が実際に篠山藩領にやってくるのは、この触が届いて（一八一一年二月）から二年二ヵ月後のことである。

#### （2） 測量方御休泊用・御案内手続覚書

次の（3）（4）と共に、伊能隊来村（組）にあたり、事前準備に關する何点かの書付を写し取ったものである。本史料には一八一四年（文化一一）の二月朔日付で「御用掛」から到来した覚書二点が写し取られている。御用掛とは、正式には測量方御用掛とよばれ、篠山藩が伊能隊（測量方・天文方）を迎えるにあたって創設した臨時の部署のようである。任命の経過は不明だが、領内の大庄屋・庄屋の中から適当な人物を選んだらしく、伊能忠敬の測量日記にも「御用掛」という肩書きとともに複数の人物が出てくる。この（2）にも明山権太夫<sup>⑥</sup>・樋口庄左衛門という名が出てくるが、いずれも領内の大庄屋のようである。史料の内容は、御用掛として伊能隊への応対を各組（村）へ指示したもので、休

泊割や部屋割、出迎え方、料理向、必要物品、随行者役人の応接、人足割等々、かなり細部にわたったものとなっている。

#### （3） 測量御用控書

（2）には、二月朔日付のもののみであったが、本史料と次の（4）には、それ以前の正月の日付のある書付が収載されている（3の一部を除く）。もっとも早いのは正月四日付で、これは伊能隊が出石から京都までの沿道各地へ向けて出した先触で、姫路より発信している。大山組には正月二一日に到達しており、ここにおいていよいよ伊能隊の来組が近いことを実感したことであろう。藩の対応もすばやく、二四日には但馬国出石郡小谷村にあった伊能隊の許へ御用掛の多紀郡東岡屋村庄屋磯八を派遣して隊との打ち合せに当たらせている<sup>⑥</sup>。大山組には、二六日付で当面の対処方が御用掛より報されている。内容は（2）で見たものとはほとんど近いが、伊能隊の行動が、確実にやってくるとはいえず、この段階でまだ流動的だったので変更が有りうる旨を記している。実際、ルートの若干の変更があつたため再度指示しなおされているが、それが（2）の二点の覚書にはほかならない。そして二六日から二月朔日までの四日間、組と御用掛とのさまざまなりとりがなされていたことも収載史料からわかる。本史料の終盤には、二月二日付の書付が数点載せられているが、これらはいわば最終確認といえるものである（内一点は大山組より先への先触通達指示）。伊能隊は翌三日に大山組の玄関口追入村に現われる。

#### （4） 測量御用手控帳

（3）で述べたように、正月二六日付の御用掛よりの指示の写からな

っている。最後に、伊能隊（本隊）のメンバーの名前と宿舎割当（本陣・別本陣）が書き上げられている。手分隊として目下別行動中の今泉又兵衛や大山甚七の名が含まれているのがよくわからないが、この段階で笹山藩（御用掛）が得た情報に誤りがあったのだろうか。これは（2）の二月朔日の時点でもまだ訂正されていないので、おそらく到着するまで組側は正確な隊の構成員を把握できていなかった可能性は高い。

#### （5） 測量方御用日記

伊能隊が追入村に到着してから、北野新村を發足してゆく間の記録である。「日記」とあるが、いわゆる日次記ではなく、折々の覚え書きといふべきものである。おそらく大庄屋園田太助が随行しつつ書き記していったものだろう。人足や物品の配置についての書上にスペースの多くが割かれているが、時折伊能隊の動向とくに忠敬その人の動靜を記している部分が興味深い。たとえば、伊能隊は栢原より追入にきた当日、いったん旅宿に入り昼食の後、北方の水郡<sup>（水郡）</sup>領への山道を瓶割峠まで測量しているが、忠敬はそのまま宿舎に残り作業は下役・弟子らに任せることが記されており、これなどは忠敬の日記には現われない事実であり興味深い。また、予定外の事態への対応も記事から窺える。伊能隊には篠山藩役人や御用掛などの随行が予定されており宿舎の用意もなされていたが、予定にない京都代官小堀中務の手代人見唯右衛門が一行に加わっていた。人見の本務は沿道に散在していた小堀支配所村々での応接だったが、結局京都まで随行している。その間に測量術に興味を覚えたのか、後に忠敬より小測器を贈られ自ら京都周辺の実測を行ったという<sup>⑧</sup>。急遽宿舎を用意するなど人見に対する組側の対応は素早かったが、（4）

でも見たように当日になって判明した事実もかなり多かったものと思われる。このような不測の事態にも組としての確に対応する必要があったのである。この他、伊能隊に提出した書付の写なども記載されている。

#### （6） 測量御役人様諸人用附出シ帳

以下は伊能隊通過後の事後処理に関わる史料である。本史料は、伊能隊を応接した際にかかった諸入用を詳細に書き上げたもので、大きく追入村と北野新村とに分けて勘定がなされ、いずれも米か銀に換算されている。注目されるのは、両村の記述のそれぞれの末尾に付けられた貼紙で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量御役人様台被下辻引」とある。これにより両村で伊能隊が直接支払った額が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では七〇五文で、木錢（宿代）と白米代からなっている。北野新村では、この他に人見唯右衛門一行からも八三文の支払いがあったこともわかる。なお本史料と次の（7）は後にみる（10）の趣旨を承けて組側が作成したものであるが、その点は後述する。

#### （7） 測量方入用附出シ下帳

一見（6）に内容的に近似しているが表題に「下帳」とあるように、（6）に対する下帳という位置にあるとみることができるといえる。この記号の意味はかなり難解である。あるいは、「上」は篠山藩、「郡」は多紀郡全組、「組」は大山組の負担ということを帳面引き合わせの際に協議のうえで決めて付けられた印かとも考えられるが、現時点では何ともいえない。

(8) 測量方人足諸取替附留メ帳

表紙には二月としかないが、史料終盤に二月二一日の項目があることから、(6)(7)と相前後して作成されたものだろう。折々動員された人足の人数や日時、村役人層の寄合時の食事、消耗品などについて書き留めたものである。組内のどの村・どの人物の責任で立替られたかに主眼が置かれているのが特徴である。これも(7)同様、「組」や「上」などの朱書があるので、この帳面も協議の場での整理・調整に供されたものと思われる。

(9-1) 測量御通行入用勘定帳

(9-2) 測量につき立会勘定諸入用帳

この二点は、それぞれ表紙が付されているが、一括りに綴じられて一冊の横帳のようになっている。一連の史料の中でもっとも時期の降るもので一八一四年(文化一二)六月、すなわち伊能隊の通過後の四カ月ほど後に作成されたものである。事後処理の最終段階のもので、藩当局より下された入用銀の分配に関するものである。まず(9-1)は、大山組下の各村を単位として、それぞれ日付・項目・金額および小計が書き上げられている。この金額は、各村負担金額の全てというよりも、物品代や人足賃などの立替金額の全てと見るべきだろう。所定の宿代や米代などは当日その場で支払われているからである。(9-2)も同内容だが、園田太助ら三名が個人として立て替えた金額が書き上げられている。両帳ともに各項目は全て銀高で換算されているが、実際に各村・各人へは銭で渡されたことがここからわかる。なお追入村は、栢原の人足一三一人が領境の鐘坂峠より追入村の本陣まで乗り入れた分を立て替えてい

る。通常領境で人足が交代するはずが、栢原側に掛合い追入まで乗り入れてもらっていたのである。これは本来組として引き請けたのだが、ここで追入村の渡口に含まれていることからみて、実際には追入村が立替を行っていたということだろう。

(10) 「測量方御用掛より廻文」

まずはじめに大山組の有高二千五百余石が記されるが、次に見える「惣高」の五万七千九百四十石余がよくわからない。あるいは多紀郡の「実高」か。「町間之事」は、笹山町より金(鐘)坂までいくつかのブロックに分け、その間の距離を掲げたもの。参考資料として廻状に添えられたものだろう。

さて、本文に当たる「廻文」の趣旨は、冒頭の文章に明らかである。すなわち、測量諸入用のうち「御上様合被下置候分」を取り調べて書き上げ、且つ提出するよう指示し、書き上げるに当たっての注意事項を列記したものである。伊能隊が藩領を去った日(二月二一日)の翌々日付けとなっており、測量方御用掛は時を移さず事後処理に取り掛かったことがわかる。すでにみた(6)(7)(8)や次の(11)がこの廻文の趣旨を承けて作成されたものであることはいうまでもない。

(11) 測量御役人様御休泊諸入用書上帳

(6)や(7)と同様、伊能隊の休泊に要した諸入用を書き上げたものである。但しそれらと本史料とで具体的な数字や項目などに違いが見られるのは、既に触れたように(6)(7)の段階で関係者による協議がなされており、おそらくそこで調整が行われたためだろう。本史料の構成上は、縦帳と横帳の違いはあるが、(6)とかなり近似している。

つまり(6)は本史料の直接の下書きであり、さらに最終的な調整を経て本史料に仕上げられたものと考えられる。縦帳仕立てにされているのは、(10)で見たように、次に見る(12-1)(12-2)を「ふり合」とするように指定されていたからである。本史料は、一連の諸入用書上帳の決定版の位置にあると見られるが、それをもっとよく示しているのは、追入・北野新各村の最後に(6)にはない「被下置候様奉願上候」という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提出して、諸入用のうちの「当所御上様へ被下置候分」を請求したのである。

(12-1) 江戸服部又三郎様・岩浅三五太夫様御止宿諸入用帳

(12-2) 測量方御役人様御昼認メ諸入用帳

これらは、(10)の冒頭に「先年御勘定御役人様八上新村ニ而御泊り、其後測量御役人様立杭村ニ而御昼有之候節之書上ケ二冊」とあるものにはかならない。これらを(10)に添えて「相廻」し、(11)に相当する諸入用書上帳の作成の「ふり合」すなわち見本に供したのである。かなり大急ぎで書写した様子が、筆の走り方に窺える。(11)でも触れたように、これらは共に縦帳仕立てとなっている。

時期の異なる二つの史料が今次の伊能隊関係史料に含まれているのは以上のような事情からであるが、ここで二つの史料の内容についても若干触れておこう。まず(12-1)であるが、年代は一七九六年(寛政八)で中身だけをとれば、一連の紹介史料の中で最も古いものになる。本史料の中には「江戸御役人」としか出てこないが、先に見た(10)の冒頭の一文に「御勘定御役人様」とあるので、服部・岩浅の両者が幕府勘定

所の役人であることがわかる<sup>⑧</sup>。この勘定方役人の八上新村への来村の趣意については詳細は知られないが、本文中に「御料所就御用筋」とあるから何らかの意図を帯びた幕領出張の途次にたまたま休泊した際の入用帳ということになる。彼らには、京都代官(小堀)と大津代官(石原)の手代と篠山藩から清水郡右衛門と郷組斎藤惣(宗とも)兵衛という役人が付き添っていたことがわかる。一方(12-2)は、実はこれも伊能隊の測量行の関係史料である。但し、(11)までの第八次測量行ではなく、第七次(九州第一次)測量行の時のものである。詳細は省くが、一八一一年(文化八)三月八日、やはり九州より江戸への帰途姫路より摂津方面へ向かう途次に、篠山藩領今田組木津村・立杭釜屋村を通過しており、後者で昼食を取った際の入用帳である。ちなみにこの時も手分中で、篠山藩領には伊能忠敬率いる本隊が来ているが、本史料では伊能の他に坂部・下河辺・青木らの名が見える。しかし、実際には坂部と下河辺は手分隊として別行動中であることが明らかであり、<sup>⑨</sup>ここでも(4)で見たような情報の不確実性を見いだすことができるのではないだろうか。さらに付け加えれば、三月の入用をその年の一二月になつてようやく藩庁へ提出している点は、先に見たような第八次における事後処理の素早さを際立たせるものがあり興味深い。

### 3

以上とりとめのない解説に終始してしまつたが、最後に、やや錯綜した本史料群をまとめ、且つ若干の課題などに触れて長きにわたつた「紹介」を終えることとしたい。時系列上の順序については、内容を紹介し



ながらある程度言及もしてきたが、ここで全体的な脈絡を通すべく簡単に本史料群を振り返りたい。

まず、本史料群は大きく四つのグループに分けられる。一つは、伊能隊が大山組にやってくる二年以上も前の(1) 触廻状である。二つ目は、いよいよ伊能隊がやってくる直前に作成された(2) (3) (4) のグループで、事前準備に関するもの。三つ目が、伊能隊の通過中の記録である(5)。四つ目が、伊能隊通過後の事後処理に関わる(6) から(12)までの各史料である。

次に時系列的に各史料を再構成する(表)。史料上に記されている年代からみれば(12)の両者が最も早くなるが、本史料群の本質が伊能隊第八次測量行時にあることは明白なので、ここではあくまで(10)の添付参考資料として(12)は位置付けておく。従って本史料群のなかで最も早いものは(1)ということになろう。次に来るのが第二グループで、その中でも(4) ↓ (3) ↓ (2) という順序が付けうる。但し(3)には、二月二日付の書付が末尾に写されているが、主題は正月下旬にあるとみている。次が、伊能隊通過中に記録された(5)で、ここまではほぼ時系列に沿って配列もされているといえよう。問題は第四グループで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらを承けて、諸入用の下帳としての(7)が作成され、ほぼ同時に(8)もできる。そして下書としての(6)を経て(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件が事実上完結するのである。

本解題は、伊能隊の測量行の一端を紹介史料を通して表面的に眺めた

ものにすぎない。従って論じきれなかった点も多々あるかと思う。最後に本解題との関わりで、若干の課題を掲げておきたい。まず、篠山藩政との関わりについてである。紹介した史料には度々「測量方御用掛」という藩の機関が登場したが、藩士ではなく大庄屋・庄屋などの百姓身分の者達が任命されて伊能隊への対応に当たったらしいことはすでに見たとおりである。この測量方御用掛が設置された事情やシステムなどを明らかにする必要がある。これには、藩政史料や御用掛その人の関係史料などの「発掘」が不可欠であろう。次に、地域の問題。人足の徴発や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩領)、丹波国、その他周辺地域との関係など紹介史料を通してだけでも浮かび上がる問題は数多い。また、伊能隊の測量行に則していえば、こうした地域史料を通して忠敬の日記からは見えなかった事実などが判明することもあろう。いずれも今後に期したい。

### 「註」

- ① 大谷亮吉『伊能忠敬』(岩波書店、一九一七年)。
- ② 本解題は、それらの先行研究に拠るところが大きい。とりわけ最近刊行された渡邊一郎『伊能測量隊まかり通る』(N・T・T出版、一九九七年)、伊能忠敬研究会編『忠敬と伊能図』(アワ・プランニング、一九九八年)、東京地学協会編『伊能図に学ぶ』(朝倉書店、一九九八年)の書々には多くを学んだ。

- ③ 以下第八次測量行については、『伊能忠敬測量日記』（以下『測量日記』）による。『測量日記』の翻刻はこれまでも部分的になされてきたが、一九九八年に佐久間達夫氏によって、二八冊本（伊能忠敬の日記は測量行の過程で綴られた五一冊本とその清書本たる二八冊本の二種があり、佐久間氏は後者を底本とされている）の翻刻が公刊された（大空社、全六巻・別巻一）。これにより『測量日記』の全容に、比較的容易に触れることができるようになり、本稿でも大いにこの恩恵を蒙った。
- ④ 地元研究者の横川淳一郎氏は長年、丹波国氷上郡と多紀郡における伊能隊の足跡を、精力的な実地踏査と在地のものも含めた積極的な史料調査に基づき考証されている。その成果は『丹波史』誌上に「伊能忠敬の歩いた道」一―三（一三―一五号、一九九三―五年）、「伊能忠敬と多紀郡」一・二（一六・一七号、一九九六・七年、連載中）として発表されている。とりわけ後者は既発表分の本史料紹介を早速取り入れた成果であり、本稿執筆の上でも参考になった部分が多かった。
- ⑤ 『測量日記』文化一二年二月三日条に「明石権太夫」として登場するが、これは誤りで明山姓が正しい。ちなみに西紀町上板井地区には明山姓の家が数多く存在している。
- ⑥ 『測量日記』文化一二年正月二四日条。
- ⑦ 国領から瓶割峠までは二月朔日に国領側より測量している（『測量日記』文化一二年二月朔日条）。
- ⑧ 大谷亮吉前掲書、七六二頁。
- ⑨ 一八三四年（天保五）における多紀郡の「表高」は五万二千二百五十石余である（『天保郷帳』内閣文庫所蔵史籍叢刊五五）。
- ⑩ 服部又三郎は、『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会刊）第二十、平忠正流服部氏の項に見える服部又三郎義英のことか。これによれば、一

表 伊能隊関係史料（時系列順）

番号	表 題	掲載回
1	測量御用につき大庄屋廻状 [1811年12月25日]	第1回
4	測量御用手控帳 [1814年正月26日]	第1回
3	測量御用控書〔同年正月下旬（一部2月2日）〕	第1回
2	測量方御休泊用・御案内手続覚書 〔同年2月朔日〕	第1回
5	測量方御用日記 [同年2月3～5日]	第3回
10	「測量方御用掛より廻文」 [同年2月14日]	第3回
12-1	江戸服部又三郎様・岩浅三五太夫様御止宿諸 入用帳 [同年2月14日（原典は1796年12月）]	第3回
12-2	測量方御役人様御昼認メ諸入用帳 〔同年2月14日（原典は1811年12月）〕	第3回
7	測量方入用附出し下帳 [同年2月21日]	第2回
8	測量方人足諸取替附留メ帳 〔同年2月21日以降〕	第2回
6	測量御役人様諸入用附出シ帳 〔同年2月24日頃〕	第2回
11	測量御役人様御休泊諸入用書上帳 [同年3月]	第3回
9-1	測量御通行入用勘定帳 [同年6月（20日頃）]	第2回
9-2	測量につき立会勘定諸入用帳 〔同年6月20日（～7月）〕	第2回

⑪ 『測量日記』文化八年三月五日条。

七八四年（天明四）に勘定となり、一七八八年の將軍代替り諸国巡見使に加わり東海道筋へ赴き川々の普請に携わったことが窺えるが、本史料の時（二七九六年）の巡見については、『寛政譜』の対象時期より後のためか記載がない。一方、岩浅三五太夫についてはほとんどわからないが、この時から四三年後の一八三九年（天保一〇）版行と推定される『会計便覧』（村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料―会計便覧―』所収）の「町会所」（町会所掛）の項に岩浅三五太夫という名が見える。時期が離れているので同一人物かどうかは不明だが、やはり勘定所役人として登場する点が注目される。